

「ファミ得パック特約プラン等の適用に関する特約」の一部改正

【改正】	【現行】
<p>(本特約の適用)</p> <p>第1条 UQコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、本特約により当社のUQ通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)に定める料金その他の提供条件と異なる取扱いを行います。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従うものとします。</p> <p>(ファミ得パック特約プラン等の適用)</p> <p>第2条 当社は、令和2年3月31日時点に次の各号に定める基本使用料の料金種別(以下これらを総称して「本特約プラン」といいます。)の適用を受けていた料金契約(以下「特約回線契約」といいます。)に限り、令和2年4月1日以降も本特約に基づき本特約プランを適用します。</p> <p>(1) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年自動更新あり)</p> <p>(2) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年自動更新なし)</p> <p>(3) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(期間条件なし)</p> <p>(4) ファミ得パック特約プラン(2年)</p> <p>(5) ファミ得パック特約プラン(3年)</p> <p>(6) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)</p> <p>(7) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)</p> <p>2 UQ契約者は、特約回線契約に係る料金種別の変更については、別紙において変更が可能とされている場合に限り行うことができます。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>第7条 削除</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(主回線契約の解除があった場合の取扱い)</p> <p>第9条 当社は、特約回線契約について、その主回線契約(特約回線契約の申込みに際して、UQ契約者が主たる契約として指定した料金契約をいいます。以下同じとします。)の解除があったときは、主回線契約に係る提供終了日を含む料金月の翌料金月の初日から、下表の右欄に掲げる料金種別を適用します。</p> <p>(略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(本特約の変更)</p> <p>第11条 当社は、合理的と認められる範囲で本特約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。</p> <p>2 当社は、本特約を変更する場合は、変更後の本特約の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の本特約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。</p>	<p>(本特約の適用)</p> <p>第1条 UQコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)は、本特約により当社のUQ通信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)に定める料金その他の提供条件と異なる取扱いを行います。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがない限り、約款で定義する用語の意味に従うものとします。</p> <p>(ファミ得パック特約プラン等の選択)</p> <p>第2条 UQ契約者は、現にWiMAXファミ得パックの適用を受けている料金契約の解除と同時に2以上のWiMAX2+サービスに係る料金契約の申込みを行う場合には、約款の規定によるほか、そのうち1の料金契約について、次の基本使用料の料金種別(以下、総称して「本特約プラン」といいます。)を選択することができます。</p> <p>ただし、令和元年10月1日以降、その料金契約の申込みに際して、新たにファミ得パック特約プラン(2年)、ファミ得パック特約プラン(3年)、ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)又はファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)を選択することはできません。</p> <p>(1) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年自動更新あり)</p> <p>(2) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年自動更新なし)</p> <p>(3) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(期間条件なし)</p> <p>(4) ファミ得パック特約プラン(2年)</p> <p>(5) ファミ得パック特約プラン(3年)</p> <p>(6) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(2年)</p> <p>(7) ファミ得パック特約プラン ギガ放題(3年)</p> <p>2 UQ契約者は、本特約プランへの料金種別の変更については、本特約プランの適用を受けている料金契約(以下「特約回線契約」といいます。)に限り行うことができます。</p> <p>ただし、別紙において料金種別の変更ができないこととされている場合は、その申込みを行うことはできません。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 UQ契約者は、第1項の申込みにあたって、当社が別に定める方法により、特約回線契約以外の料金契約のうち1つを主たる契約(以下「主回線契約」といいます。)として指定していただきます。</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>(基本使用料の免除)</p> <p>第7条 UQ契約者は、特約回線契約について、約款の規定にかかわらず、その提供開始日を含む料金月の基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(主回線契約の解除があった場合の取扱い)</p> <p>第9条 当社は、特約回線契約について、その主回線契約の解除があったときは、主回線契約に係る提供終了日を含む料金月の翌料金月の初日から、下表の右欄に掲げる料金種別を適用します。</p> <p>(略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(本特約の変更)</p> <p>第11条 当社は、本特約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本特約によります。</p>

【改正】	【現行】
<p><u>3</u> 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲載する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。</p> <p>第12条（略）</p> <p>附則（20-UQ 事企-第011号） （実施時期）</p> <p><u>1</u> この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置）</p> <p><u>2</u> この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p><u>2</u> 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社が指定するウェブページに掲載します。</p> <p>第12条（略）</p>